

あるが、其の賦課を命ずるのは是等収入の歸屬すべき公共團體ではなく、管理者たる行政廳であるから、地租條例に反するものと言ふことが出来ない、従つて公用地所有者に對し、道路工事費の一部を、負擔せしむるを得ることは、當然である。(田中幹事)

**問** 都市計畫法を施行する市内に於ける國道府縣道を市長に於て管理するを得ざるや(尼崎市の一人)

**答** 都市計畫の目的は交通、衛生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の重要施設であつて、此重要なる施設の爲に市内に屬する國道又は府縣道の改良を都市計畫とし、又は之を都市計畫事業とすることは法規の許す所であるが、此を管理することは、現在に於ては所謂六大都市の外は許されて居ないのである、理想論よりするときは、市内に於ける國道、府縣道も市内に存在し市内交通に供せらるゝ關係よりして、市路と同一に維持管理することは前述した都市計畫の目的に合致するのであるが、是等國道府縣道を知事が管理して居るが爲に、道路法第三十三條の規定に依つて之に要する費用は府縣の負擔に屬して居る、若し之を市長の管理と爲すときは、之に要する費用は、市に於て負擔せざるべからざることゝ爲る、府縣經濟を其の市と郡部

法

令

の經濟とに分別して經理する府縣に於ては府縣市部經濟の増減は直に其の市の負擔に増減を來すが故に、是等の都市内國道府縣道を市長が管理するも、市の經濟に影響しないが、然らざる都市に於ては市の負擔を重からしむるが故に全國を統一して市内國道及府縣道を市長に管理せしむることは餘程考慮すべき問題である(田中幹事)

**問** 聯隊と其の聯隊の飛行場とを連絡し専ら軍事の用に供せらるゝ町村道は國道に認定せらるゝ資格なきや(静岡富士見生)

**答** 主として軍事の目的を有する路線は、道路法第十條の規定に依つて、國道路線に認定さるゝ資格を有するのであるが、質問に係るが如く、専ら軍事の用に供せらるゝものは道路法に所謂道路でなく、一種の軍用地とも言ふべきものである、蓋し道路法に言ふ道路は一般交通の用に供すべき道路であることを要件とし、第十條第二號に規定する、所謂軍事國道に在りても此一般交通性を阻却したものでなく一般交通の用と、軍事の用に兼用せらるゝ道路を國道としたのである、故に一般交通性を有せずして専ら軍事の用に供せらるゝものを町村道に認定したこと夫れ自身が違法である、若し又之を町村道に認定した原由は一般交通の用に供するものと爲した

のであつたならば、夫れは主務大臣が主として軍事の目的を有する路線として國道路線に認定する價值あるや否やを判斷し認定するより外ないのである(田中幹事)

問 普通三等郵便局の爲にする道路占用は國の事業の爲にする道路占用と解すべきものなるや(熊本生)

答 本問題を解決するには、普通三等郵便局の事務の總てが國の事業なるや否やを明にするを以て捷徑とす、地方遞信官署官制に依れば、普通三等郵便局長は官吏であつて、其の事務は郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金及簡易生命保險の現業事務を掌り、電信及電話の現業事務を兼掌することを得るものとし、他に臨時命を承け通信に關する遞信省の事務を助け、之が事務遂行に要する經費に付ては、一定の制限ありて、特に全國的に統一を要する所定様式の用紙類(露報頼信紙、郵便物受領證、爲替に關する證書等の類)等は直轄費の支辨に屬し、其の他は、會計法第二十二條、會計規則第六十一條及明治四十年四月一日遞信省令第十四號郵便、電信及電話官署經費渡切規則施行細則の定むる處に依り當該郵便局長に對し一定種目の經費即ち事務費、集配費、遞送費を一定額のみを渡切り、此の交通額を以て指定せられたる一切の費用支辨に充當するのである、其の經費の支辨に關しては官職名を以て

すると否とに拘らず、總當該郵便局に自己の責任とし、政府其の責に任せざるものと爲すも、觀念上純然たる國費支辨たるより看るときは其の事務は國の事業たる遞信事業の一部たり得るは明かなるが故に、普通三等郵便局長の執行する事務は國の事業なりと爲す、故に之が事務執行に要する道路の占用は國の事業に付道路を占用するものと認む、

以上は普通三等郵便局の執行する事務に對する解釋なるも、普通三等郵便局の其の事務所たるべき局舎の新築、改築又は修繕は所謂局の事務として國の事業たり得るや否やの問題がある、普通三等郵便局の經費は上述したる如く限定的に政府の負擔するものなるが故に其の他の費用は他の特定三等局又は一、二等局の局舎に於ける新築、改築又は修繕と異なり、當該局長の資産(一般收入)を以て支辨するものと解せざるべからず、故に其の新築改築は全く私的生活に屬するものと觀るべく結局郵便局長が私人として建築負擔を爲すものと解するを、正當と爲すが故に、その建築の爲にする道路の占用は國の事業の爲にする占用と認むることを得ざるものと解す(囑託淺香小兵衛)

注意 道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを

以て會員各位は隔意なく質問せられんことを望む。